平成２３年（フ）第１１１７号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅48棟302号
債務者　松野フヂ子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５５号
千葉県佐倉市宮ノ台２丁目３番17号
債務者　内野　トシ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２５８号
千葉県富里市日吉台５丁目30番地９
債務者　加藤　圭子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６７号
千葉県成田市三里塚265番地40コーポサカイ105号
債務者　渋川エウデル　カズヨシ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６８号
千葉県富里市日吉台６丁目26番地19
債務者　富永　満秋
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６９号
千葉県富里市日吉台６丁目26番地19
債務者　富永　郁子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２８８号
千葉県成田市並木町115番地23レオパレスサクラⅡ201
債務者　遠藤　和行
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４７号
滋賀県長浜市十里町202番地
債務者　草川二三男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第５００号
兵庫県相生市赤坂１丁目12番４号
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０１号
兵庫県相生市赤坂１丁目12番４号
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８７３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地19号棟305
債務者　本多　園子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目873番地10
債務者　片所　恭一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
群馬県前橋市大胡町323番地１
債務者　大久保雄二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
群馬県前橋市高花台２丁目15番地　ＲＢ―301号
債務者　姫木　久男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
群馬県前橋市総社町総社1635番地11　ロイヤルマンション前橋109号
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
群馬県渋川市金井57番地４　大島アパート
債務者　小林　浩之
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
群馬県前橋市西片貝町３丁目156番地　サンパレス西片貝Ｃ－１号
債務者　須田　興亞
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
群馬県伊勢崎市山王町１番地14
債務者　近藤　敏行
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産係